

参議院選挙要覧

〈令和元年・最新版〉

選挙制度研究会 編

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙制度	10
	定数	10
	通常選挙	12
	再選挙	12
	補欠選挙	13

第2章 立候補するまで

立候補前の活動	16	
禁止される行為	事前運動の禁止	18
	事前ポスターの禁止	18
	裏打ちポスターの禁止	19
	候補者等による時候の挨拶状の禁止	19
	挨拶を目的とする有料広告の禁止	20
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動	21
	政治活動用立札・看板の類の掲示の制限	22
	演説会等の開催中に使用される文書図画	23
	社交的行為	23
	立候補の準備行為	23
	候補者の選考会・推薦会	24
	立候補のための瀬踏行為	24
	政党の公認や団体の推薦を得る行為	25
選挙運動の準備行為	25	

第3章 立候補

立候補の条件	被選挙権	28
	重複立候補等の禁止	29
	選挙区選出議員を辞した者の立候補制限	29
	選挙事務関係者の立候補制限	29
	公務員等の立候補制限	30
	連座制による立候補制限	31
立候補の届出	立候補届出期間	32
	立候補届出の主体	32
	立候補届出に必要なもの	33
	供託金	34

第4章 選挙運動

禁止される行為など

選挙運動とは	36
選挙運動期間	36
事前運動の禁止	37
選挙運動規制の種類	37
選挙事務関係者の選挙運動の禁止	38
特定公務員の選挙運動の禁止	38
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	39
公務員等の地位利用による選挙運動類似行為等の禁止	39
教育者の地位利用による選挙運動の禁止	41
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	41
選挙犯罪者などの選挙運動の禁止	42
戸別訪問の禁止	42
署名運動の禁止	43
人気投票の公表の禁止	43
飲食物の提供の禁止	44
氣勢を張る行為の禁止	44
連呼行為の禁止	44
休憩所などの設置の禁止	45
文書図画の回覧行為の禁止	45
アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止	46
禁止を免れる行為の禁止	46

選挙運動手段

選挙事務所	47
自動車・船舶・拡声機	50
選挙運動用通常葉書	52
選挙運動用ビラ	53
パンフレット・書籍	55
インターネット（ウェブサイト等）	56
インターネット（電子メール）	57
選挙運動のための有料インターネット広告	60
新聞広告	61
選挙公報	62
選挙運動用・個人演説会告知用ポスター	63
個人演説会	66
政見放送・経歴放送	69
街頭演説	70
特殊乗車券等	72
「わたる」規定	73
その他	74

選挙運動費用

出納責任者	77
法定選挙運動費用	79
弁当の提供	80
実費弁償の支給	82
報酬の支給	83

第5章 選挙運動期間中の政治活動

確認団体の政治活動	規制を受ける政治活動	86
	政談演説会	86
	街頭政談演説	88
	政治活動用自動車・拡声機	89
	ポスターの掲示	90
	立札・看板の類の掲示	91
	ピラの旗布	92
その他の規制	政治活動用ポスターの撤去	93
	機関新聞紙・機関雑誌の発行	93
	推薦演説会の開催	94

第6章 当選

当選人の決定など	当選人の決定	98
	法定得票数	98
	供託金の没収	99
	選挙期日後の挨拶行為の制限	99
当選人の失格など	被選挙権の喪失による当選人の失格	101
	所属政党等の移動による当選人の失格	101
	兼職禁止の職にある当選人の失格	101
	当選の無効	102
	候補者等の違反行為による当選無効	102

第7章 寄附

寄附の禁止	候補者等の寄附の禁止	104
	候補者等を名義人とする寄附の禁止	106
	寄附の勧誘・要求の禁止	106
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	107
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	107
	後援団体に関する寄附の禁止	108
	国等と特別の関係にある者の寄附の禁止	109
寄附の制限(政治資金規正法)	個人の寄附の制限	111
	会社などの団体の寄附の制限	112
	政治団体間の寄附の制限	112

第8章 連座制

連座制	連座制とは……………	118
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）……………	119
	連座制Ⅱ（親族・秘書・公務員等）……………	120
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）……………	121

第9章 主な罰則一覧

買収罪等	普通買収罪（事前買収）……………	128
	利害誘導罪……………	128
	事後報酬供与罪（事後買収）……………	129
	利益收受および要求罪……………	129
	買収目的交付罪……………	130
	買収周旋勧誘罪……………	130
	選挙事務関係者等の買収罪……………	131
	候補者等の買収罪……………	131
	多数人買収罪・多数人利害誘導罪……………	132
	常習的買収罪……………	132
	新聞紙・雑誌の不法利用罪……………	133
	候補者や当選人に対する買収罪……………	134
	買収等によって得た利益の没収……………	134
おとり罪・寝返り罪	おとり罪……………	135
	寝返り罪……………	135
選挙妨害罪	選挙の自由妨害罪……………	136
	職権濫用による選挙の自由妨害罪……………	136
	多衆の選挙妨害罪……………	137
	虚偽事項公表罪……………	137
	政見放送・選挙公報の不法利用罪……………	138
	氏名等の虚偽表示罪……………	138
投票に関する罪	投票の秘密侵害罪……………	139
	投票干渉罪……………	139
	投票箱開披・投票取出罪……………	139
	詐偽登録罪……………	140
	選挙人の虚偽宣言罪……………	140
	詐偽投票罪……………	140
	投票偽造・増減罪……………	141
	代理投票における記載義務違反……………	141
選挙の平穏を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴行罪等……………	142
	凶器携帯罪……………	142
	選挙犯罪のせん動罪……………	142

目次

選挙報道・評論に関する罪

新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪	143
選挙放送などの制限違反	143

選挙運動等に関する罪

選挙運動の期間制限違反	144
挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	144
立候補に関する虚偽宣誓罪	144
選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反	145
特定公務員の選挙運動の禁止違反	145
教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反	145
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反	146
選挙犯罪者などの選挙運動の禁止違反	146
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反	146
戸別訪問の禁止違反	147
署名運動の禁止違反	147
人気投票の公表の禁止違反	147
飲食物の提供の禁止違反	148
氣勢を張る行為の禁止違反	148
連呼行為の禁止違反	148
休憩所などの設置の禁止違反	149
選挙事務所の制限違反	149
自動車・船舶・拡声機の制限違反	150
選挙運動用通常葉書の制限違反	150
選挙運動用ビラ等の制限違反	151
選挙運動用電子メール等の制限違反	151
選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反	152
新聞広告の制限違反	152
新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	152
特殊乗車券の制限違反	152
個人演説会・街頭演説の制限違反	153
ポスター・立札・看板の類の制限違反	154
アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止違反	155
禁止を免れる行為の禁止違反	155
パンフレット・書籍の頒布違反	156
選挙運動費用の法定額違反	157
収入支出に関する規制違反	157
推薦団体の選挙運動の規制違反	158
選挙期日後の挨拶行為の制限違反	158
選挙期間中の政治活動の規制違反 1	159
選挙期間中の政治活動の規制違反 2	160

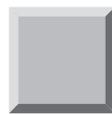
寄附の制限に関する罪	候補者等の寄附の禁止違反……………	161
	候補者等を名義人とする寄附の禁止違反……………	161
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反……………	162
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反……………	162
	国等と特別の関係にある者の寄附の禁止違反……………	162
	後援団体に関する寄附の禁止違反……………	163
	寄附の勧誘・要求の禁止違反……………	163
	寄附の量的制限違反（政治資金規正法）……………	164
寄附の質的制限違反（政治資金規正法）……………	165	
公民権停止	公職選挙法・政治資金規正法違反……………	166
国外における選挙犯罪	国外犯として処罰することとされている罪……………	167

図表

選挙区選挙の各都道府県別定数	11
政治活動と選挙運動の違い	16
禁止される主な行為	17
禁止されない主な行為	17
会社の寄附の年間限度額	113
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額	114
その他の団体の寄附の年間限度額	115
政党・政治団体への政治資金の流れ	116
政治家個人への政治資金の流れ	116
連座制判例Ⅰ：秘書の選挙犯罪による連座制	123
連座制判例Ⅱ：組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制	124
連座制判例Ⅲ：組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制	125
連座制の対象者・要件・効果	126



選挙の しくみ



制度の基本

選挙制度

ポイント

- ▶ 全都道府県の区域を通じて行われる「比例代表選挙」と、各都道府県の区域を単位（鳥取県・島根県及び徳島県・高知県は2県の区域で1つの選挙区）として行われる「選挙区選挙」の2つの選挙によって、議員を選ぶ制度です。

比例代表選挙

- ▶ 非拘束名簿式比例代表制（政党名投票に加えて、個人名投票を認めるとともに、政党その他の政治団体が候補者を届け出る際に提出する参議院名簿において、当選人となるべき順位をあらかじめ記載せず、政党等ごとに個人の得票数が多い順から順次に当選人を決める制度）を基本としつつ、政党その他の政治団体が特定枠（一部の候補者を区分して順位を付して名簿に記載し、当選人についてはそれらの候補者を上位として名簿記載の順位のとおり決定される）を設けることができる制度です。

〔公職選挙法12条関係〕

定数

ポイント

- ▶ 総定数は248人、うち比例代表選出議員は100人、選挙区選出議員は148人です。

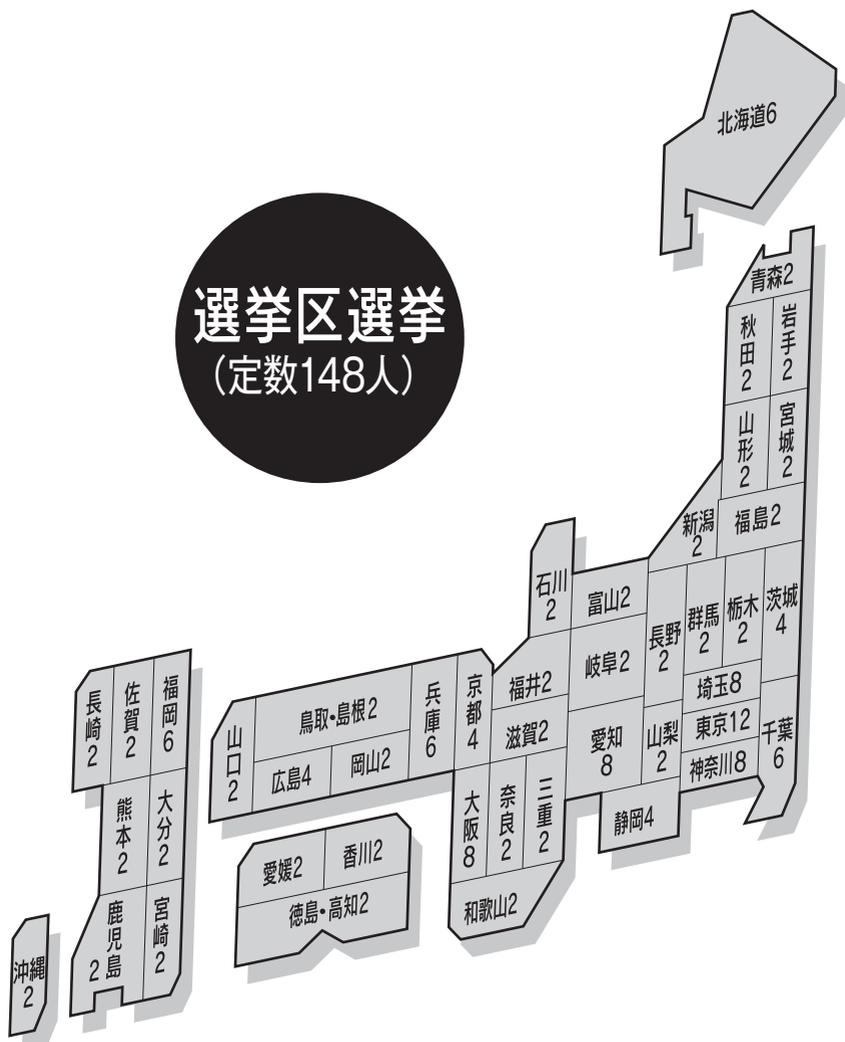
選挙区選挙

- ▶ 各選挙区において選挙すべき議員の数は、右の図のとおりです。
〔公職選挙法4条・別表第3関係〕
- ▶ ただし、参議院選挙は3年ごとに半数が改選される制度であるため、1回の選挙で選出される定数は、比例代表選挙で50人、選挙区選挙で74人、計124人となります。

〔憲法46条、公職選挙法4条関係〕

選挙区選挙の各都道府県別定数

選挙区選挙
(定数148人)



※各選挙区では定数の半数ずつ改選されます。

ポイント

- ▶ 補欠選挙の当選人の任期は、前任者の残任期間のみです。

〔公職選挙法260条関係〕

ケース解説

- ▶ **議員が欠けた場合の繰上補充はどのように行われるか**

比例代表選出議員の欠員が生じた場合は、参議院名簿登載者の中から得票数の次点者が繰上当選となります。選挙区選出議員の場合は、選挙期日後3ヵ月以内に欠員が生じたときは法定得票数に達している得票数の次点者が、選挙期日後3ヵ月以後に生じたときは当初の選挙会において得票数が同点のためくじによって落選した者が繰上当選となります。

〔公職選挙法112条関係〕

- ▶ **再選挙と補欠選挙はどう違うか**

ふたつとも議員の「不足」を補うという点では同じですが、再選挙は「当選人の不足」を補う選挙であるのに対し、補欠選挙は「議員の不足」を補う選挙であり、「不足」がいつ発生したか等によって呼称が違ってきます。

- ▶ **便乗選挙とは何か**

再選挙や補欠選挙は、当選人や議員の不足が生じて、それが一定数に達しなければ行われません。このような状態にあるときに、当該選挙区を含む区域において、当該選挙と関係の深い他の選挙が行われるときは、これに便乗して、本来なら行われないはずの再選挙および補欠選挙が行われます。これを便乗選挙といいます。



2

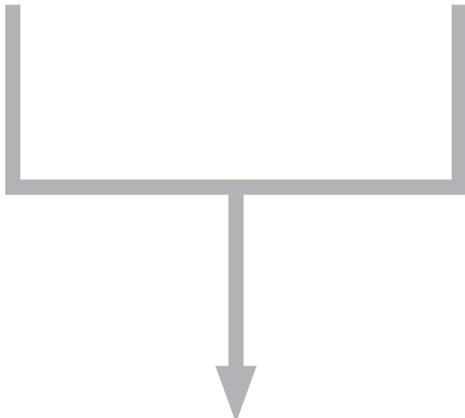
立候補するまで

立候補前の活動

政治活動と選挙運動の違い

一般的に政治活動と呼ばれる活動の中には特定の候補者を当選させるために行う選挙運動に該当する活動も含まれる場合が多く見受けられます。

そこで、公職選挙法では、政治活動と選挙運動を明確に区別するために、政治活動を「政治上の目的をもって行われるすべての行為から、選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為」と解しています。



したがって、政治活動のうち選挙運動に該当する政治活動は、公職選挙法では政治活動としてではなく、選挙運動としての規制を受けることとなります。

禁止される主な行為

事前運動

立候補届出前の選挙運動をいいます。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、直接または間接に働きかける行為をいいます。

事前ポスター

選挙運動に該当しない政治活動のためのポスターでも、立候補予定者の氏名等が表示されているものは、選挙の前一定期間は事前ポスターとして掲示が禁止されています。立札や看板の掲示についても制限されています。

禁止されない主な行為

政治活動

政治上の主義や施策を推進・支持したり、公職の候補者を推薦・支持することなどを目的として行う活動のうち、選挙運動に当たらないものをいいます（一定期間内に掲示する事前ポスターなどを除く）。

立候補準備行為

立候補予定者が選挙区内の人の支持をあらかじめ調査する行為（瀬踏行為）、政党の公認を求める行為、推薦会の開催行為などをいいます。

選挙運動準備行為

選挙運動費用の調達、選挙運動員の任務の割り振り、選挙事務所や個人演説会場の借入れの内交渉、看板の作成やポスターの印刷などをいいます。

社交的行為

年賀や暑中見舞など、通常の時期に通常の方法で行われる社交的な行為をいいます（候補者が選挙区内の人に挨拶状を出すことは答礼のための自筆によるもの以外は禁止されています）。

確認団体の政治活動

規制を受ける政治活動

ポイント

▶ 参議院議員の通常選挙、再選挙、補欠選挙においては、選挙期日の公（告）示の日から投票日の間に限り、政党その他の政治活動を行う団体は、次の政治活動を行うことはできません。ただし、確認団体のみ、一定の制限の下に①～⑦の政治活動を行うことができます。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 宣伝告知のための自動車・拡声機の使用
- ④ ポスターの掲示
- ⑤ 立札・看板の類（事務所で掲示するものを除く）の掲示
- ⑥ ビラの頒布
- ⑦ 連呼行為
- ⑧ 掲示または頒布する文書図画（新聞・雑誌、インターネット等を除く）における特定の候補者の氏名または氏名類推事項の記載
- ⑨ 国・地方公共団体が所有・管理する建物（職員住宅・公営住宅を除く）における文書図画（新聞・雑誌を除く）の頒布（郵便・新聞折込みによる頒布を除く）

【公職選挙法201条の6、201条の7、201条の13関係】

ケース解説

▶ 確認団体とは何か

確認団体とは次のいずれかの要件を満たす政治団体で、総務大臣の確認書の交付を受けた団体をいいます。

- ① 参議院名簿届出政党等であること
- ② 通常選挙においては全国を通じて10人以上、再選挙または補欠選挙においては1人の所属候補者を有すること

政談演説会

ポイント

▶ 政談演説会とは、政治活動を行う団体が政策の普及や宣伝のために、不特定多数の者を集めて行う演説会をいいます。定期大会

罰則▶ P159

や支部発会式のように、外部に対する政策の普及宣伝を目的としないものは政談演説会ではありませんが、一般選挙人に対して参加を働きかけるような場合は政談演説会と認められます。以下、選挙運動期間に確認団体が行う政談演説会について説明します。

- ▶ 確認団体が開催できる政談演説会は、衆議院小選挙区ごとに1回に限られます。
【公職選挙法201条の6関係】
- ▶ 政談演説会を開催しようとする確認団体は、演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会にあらかじめ届け出なければなりません。
- ▶ 確認団体が開催する政談演説会では、政策の普及や宣伝のほか、従たる程度で候補者（比例代表選挙における、特定枠の名簿登載者を除く）の推薦・支持など選挙運動のための演説をしたり、候補者自らが選挙運動のための演説をすることもできます。
【公職選挙法201条の11関係】
- ▶ 政談演説会の会場では、政治活動のための連呼行為をすることができますが、選挙運動のための連呼行為は禁止されます。
【公職選挙法201条の13関係】
- ▶ 他の選挙が重複して行われている場合には、他の選挙の投票日当日に限り、投票所、共通投票所を閉じる時刻までの間は、投票所、共通投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域で政談演説会を開催することはできません。
【公職選挙法201条の12関係】
- ▶ 政談演説会の会場内に掲示できるポスターには規格・枚数などに制限がありますが、横断幕、懸すい幕、立札、看板、ちょうちん、のぼり、旗などの掲示には制限がなく、これらは会場内で自由に掲示することができます。
【公職選挙法201条の6関係】

買収罪等

普通買収罪（事前買収）

要件

▶ 特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「選挙運動者」とは、投票の勧誘・斡旋・誘導などを行う者のことで、単に選挙運動を依頼された者も含まれます。

「財産上の利益」とは、債務(借金)の免除、支払いの猶予、保証人になること、得意先を与えることなど、財産的な価値のあるいっさいのものを含みます。「供応接待」とは、酒食などを与えたり、演劇や旅行に招待するなど、相手に慰安や快樂を与えて歓待することをいいます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

利害誘導罪

要件

▶ 特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、その者自身や、その者と関係のある社寺・学校・会社・組合・市町村などに対する用水・小作・債権・寄附・その他特殊の直接利害関係を利用して、誘導すること。

解説

「特殊の直接利害関係」とは、ある限られた範囲の選挙人や選挙運動者、またはその者が関係する団体にとって、特別かつ直接に利害関係があることをいいます。例えば、学校の設置に力を尽くすことを強調することによって、選挙人に直接利害関係のある事柄についてその希望を達成し、または欲望を満足させて関心をひきつけ、自分の選挙を有利に導く場合などがこれに該当します。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

事後報酬供与罪（事後買収）

要件

▶ 投票や選挙運動をしたこと、またはしなかったこと、あるいはその周旋勧誘をしたことなどの報酬として、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「周旋勧誘」とは、特定の選挙に際し、候補者その他その選挙運動者等の依頼を受け又は自発的に、選挙人あるいは選挙運動者に対して、特定の候補者に投票をし若しくは投票をしないこと又は選挙運動をし若しくは選挙運動をしないように周旋し又は勧誘することを行います。選挙運動員に対して、法定額の範囲内で宿泊費などの実費を弁償することはできますが、報酬を与えると、本罪に該当します（選挙運動用事務員、車上等運動員、手話通訳者および要約記者への報酬を除く）。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

【公職選挙法221条①関係】

利益收受および要求罪

要件

▶ 金銭・物品・その他の財産上の利益、公私の職務などの供与や供応接待を受けたり、その申込みに承諾したり、またはそれらを要求すること。あるいは、利益誘導に応じたり、自ら利益誘導を促すこと。

解説

普通買収、利害誘導、事後報酬供与について、選挙人や選挙運動者などの受け手側の罰則です。すなわち、供応接待した側や利害誘導した側だけでなく、本罪によって「された側」も罰せられます。もちろん、供応接待や利害誘導を申し込んだり、要求してもいけません。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

【公職選挙法221条①関係】

買収目的交付罪

要件

▶ 普通買収罪、利害誘導罪、事後買収罪を犯させることを目的に、選挙運動者に対して、金銭や物品を交付したり、その申込みや約束をすること。または選挙運動者がある交付を受けたり、その申込みを要求したり、承諾すること。

解説

「交付」とは、選挙人又は選挙運動者に供与されるために、仲介人に金銭や物品などを寄託する行為をいいます。

普通買収罪や事後報酬供与罪との違いは、選挙人を買収するために、選挙運動員を仲介人として、その選挙運動員に金銭や物品を交付すれば罰せられる点で、実質的には買収の予備にすぎませんが、他の買収行為と同じように処罰されます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

買収周旋勧誘罪

要件

▶ これまで述べた5つの買収罪に該当する行為に関して、周旋または勧誘をすること。

解説

実質的には前述した5つの買収罪の教唆や幫助ですが、独立した罪として処罰されます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①関係〕

選挙事務関係者等の買収罪

要件

▶ 中央選挙管理会の委員やその庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員やその事務局職員、選挙管理委員会の委員やその事務局職員、投票管理者、開票管理者、選挙長や選挙分会長、選挙事務に関係する国や地方公共団体の職員といった選挙事務関係者が、これまで述べた買収罪のいずれかを犯すこと。または、公安委員会の委員や警察官がその関係区域内の選挙に関して、同様の罪を犯すこと。

解説

これまで述べたすべての買収罪に関して、犯罪の主体が選挙事務関係者などの場合には、刑が加重されています。

罰則

4年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金

〔公職選挙法221条②関係〕

候補者等の買収罪

要件

▶ 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者、地域主宰者が、これまで述べた買収罪のいずれかを犯すこと。

解説

選挙事務関係者等の買収罪と同じように、犯罪の主体が候補者などの場合にも刑が加重されています。しかも、特にこの場合には、候補者等が有罪となれば当選は無効となります。

罰則

4年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金

〔公職選挙法221条③関係〕